

## 2. 水道水源保全対策の検討業務

### 概要

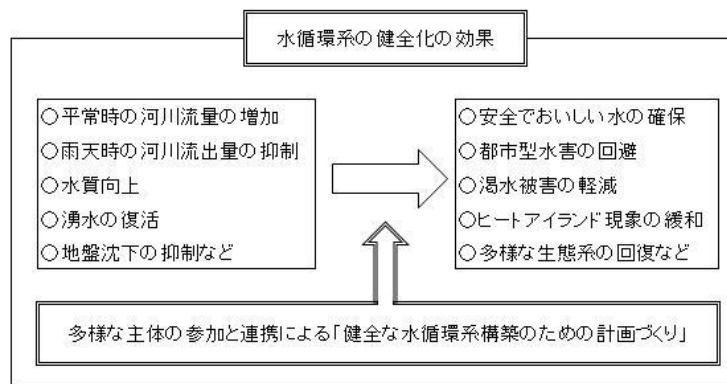
安全な水道水を安定供給するためには、できるだけ良質な原水を確保することが基本です。平成6年には、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律が制定されました。対策の現状は、平成19年3月時点で、水源保護等の条例制定が160市町村、水源保護等の要綱・要領の制定が45市町村、基金の制定が53市町村、水源涵養林への関与が130市町村、流域協議会の組織・参加が348市町村、上流排水処理施設への援助が25市町村となっています。

### 業務実施のメリットや効果

- ① 安全な水道水の確保
- ② 良質な水道水の確保
- ③ 利用者の信頼回復

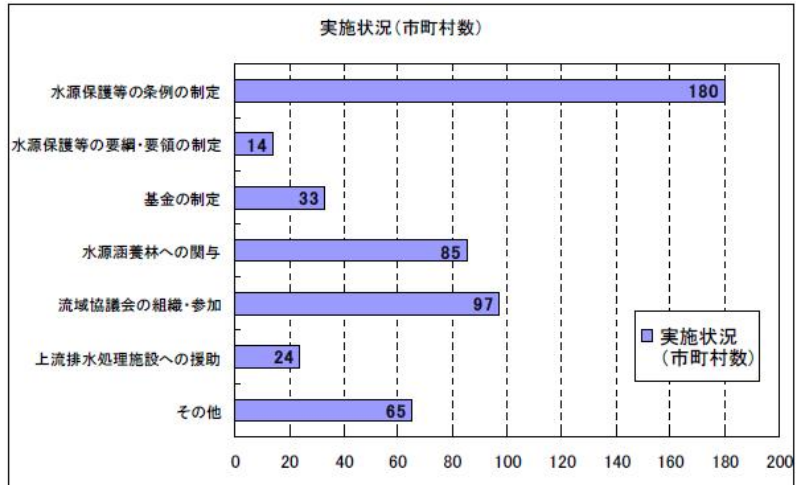
本業務では、トリハロメタン等の有害物質を含む原水水質の予測評価を行い、水道原水の水質保全対策や水道施設の水質改善対策を立案します。また、水源保護等条例や要綱・要領の制定のお手伝いや基金や水源涵養林等の水源保全対策を実現可能性と費用対効果の観点から総合的に立案します。

### 【関係省庁による健全な水循環構築への検討】



出典: 国土交通省HP

【市町村における水道水源の保全の取組状況】



(出典:厚生労働省健康局水道課)